

備考

注意事項

- 1 取引の関係者から請求があったとき、又は重要事項説明のときは、本証を提示すること。
- 2 登録が削除されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。
- 3 事務禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。
- 4 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 5 本証を更新する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定する講習を受講すること。



宅地建物取引士証

氏名 川崎 泰司

(昭和54年11月4日生)

住所 奈良県香芝市すみれ野2-4-8

登録番号 (静岡) 第026438号

登録年月日 平成31年1月15日

平成36年2月13日まで有効

静岡県知事 川勝 平太



交付年月日 平成31年2月14日

発行番号 第182202774号